

平成29年度 第4回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成29年度第4回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成29年7月26日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 村上 浩司 2 小跡 孝廣 3 菊元 久義 4 西中 克弘 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子	11 前城 美智男 12 中下 雅敏 13 爲廣 明法 14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 19 峯本 弥生 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 21名 欠席委員 0名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	14 小松 巧 15 下田 満		
提出議題	議事 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第20号 非農地証明の申請について 議案第21号 農地利用集積計画の決定について  協議事項 農用地利用状況調査について		

## 平成29年度第4回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第4回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数0で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。  
それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

### 2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の氏名でございますけれども、第4回の農業委員会につきましては、今回、14番の小松委員と、15番の下田委員を指名します。なお、書記としまして松岡事務局長、奥原書記、中下書記、窪田書記を指名させていただきます。

### 3 諸 報 告

議長 以上で議事録署名者の指名を終わりました、日程第3の諸報告でございますけれども、事務局から何かありますか。

事務局長 はい。昨日、広島県の農業会議のウーマンネット広島の道下会長及び農業会議の高橋事務局長、広島県の就農支援課、農地調整グループの、松井グループリーダー、山家専門員の4名が市長と農業委員会会長に、この度の農業委員及び推進委員を募集の件に関しまして、女性の登用についての依頼ということでお見えになりました。市長室で、依頼文を提出されています。今年庄原市も制度が移行しまして、道下会長様も引き続いて、農業委員になられたらしいんです。庄原の農業委員会の会長に女性がなられたということで、積極的に女性のほうを登用していただきたいという申し出を昨日されましたので。一応、ご報告させていただきます。以上です。

### 4 議 事

議長 以上で諸報告は終わりました、早速ながら第4の議事に入りたいと思いますが、議案第17号、農地法第3条の規定によります許可申請につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい。3ページをご覧ください。  
番号1。贈与人●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。受贈人▲▲▲▲。住所、呉市\_\_\_\_\_。所在地、大柿町深江\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、96㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「実家の隣接地で、自作地と併せて管理できるので、贈与人の申し入れにより受贈する」ということでした。

以上のことから、これらの申請は適正であると思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは、この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思いますが。

胡子委員 申請については、●●さんは書面どおりで一応、お願いしますということです。▲▲さんも、書面どおり、当該地が実家のすぐ隣だからということで、お願いしたいということでした。

議長 他にご意見ご質問ございませんか。

小松委員 はい。今の案件ですが、▲▲さんは一年半くらい前に家を改築されていて、畑についていい具合に早くやっておりますので、間違いないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 ほかに、ご意見とご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 はい。ないようでございますので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに全員異議がないということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 はい。番号2。贈与人●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。受贈人▲▲▲▲。住所、沖美町\_\_\_\_\_。所在地、沖美町岡大王\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、423 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、310 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、658 m<sup>2</sup>。所在地、沖美町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、564 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、860 m<sup>2</sup>。所在地、沖美町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、241 m<sup>2</sup>。

申請理由は贈与で、受贈人は「農業経営のため、受贈する」ということでした。

以上のことから、こちらの申請は適正であると思いますので、ご審議をお願いいたします。

議長 はい。それでこの2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思いますが。

菊元委員 はい。沖美町の菊元です。●●さんには、電話で説明をお聞きしました。申請どおり間違いないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 はい。この案件で、何か他に、ご意見ご質問ございませんか。

委員 委員、質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに全員異議がないということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 はい。番号3。譲渡人●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。譲受人▲▲▲▲。住所、山口県周南市\_\_\_\_\_。所在地、沖美町畑\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、47㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自己所有の家に隣接しており、併せて耕作するのに便利なため、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、これらの申請は適正であると思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

清水委員 沖美町の清水です。●●さんに電話を入れましたら、申請事由に間違いがないということでした。また、▲▲さんは前回農地調査で歩いている時に、畑におられた方だったんですけれども、お母さんがいるため山口県から通って、江田島で、農業をしている、というのを確認しておりますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかに、ご意見とご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可するということが異議がないということですので、許可といたします。続きまして、議案第 18 号のほうをお願いします。

事務局長 はい。15 ページをご覧ください。  
番号 1。追認の案件です。番号 3。申請人●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。  
所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、宅地。  
面積、356 m<sup>2</sup>。  
申請理由は、「この度、自宅を売却するにあたり、農地法に基づく手続きを取らず、当該農地を庭園及び駐車場として使用していたことが分かったので、始末書を添付して申請する」ということでした。  
以上のことから、これらの申請は適正であると思います。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それではこの案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたと思いますが。

為廣委員 中町の為廣です。●●さんは、健康の問題で病院にしょっちゅう行かなければならないので、江田島市では病院に行く都合が悪いということがあり、今年一月から広島市内のほうに引越しされたそうです。この申請地は、実際に見たら畑なのではないかと私は思っていたんですけども、畑の中に自動車ぐらいの歩いていく道路がついているように見えるので、現況が宅地になっているのでしょうか。実際問題、1980 年代ぐらいに、家を建てるために奥に入る道を道路にして使っていたみたいなので、そこが全部畑になってなくて変な使い方になっていたみたいです。申請者はその事情をよく知らず、ある機会に確認したら手続きが完了されてなかったということで申し訳ありませんでしたということでした。よろしくお願ひしますと言っていったので、まあ問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 はい。この案件につきまして、何かご意見ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり

議長 全員許可するということが異議がないということですので、許可といたします。次に、議案第 19 号、農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、事務局からお願ひします。

事務局長 はい。19 ページをご覧ください。番号 1。譲渡人●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町大原\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、515 m<sup>2</sup>。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅用地及び店舗用地として、譲り受ける」ということでした。2 階建、延床面積 109.3 m<sup>2</sup>、店舗面積 30 m<sup>2</sup>を建設予定です。  
ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたと思いますが。

濱田委員 大柿町の濱田でございます。まず当該地の位置でございますけれども、これは大柿町の高校から、ほぼ北のほうに、150m くらい歩いたところですよ。21 ページの地図のほう見てもらいたと思いますが、高校のグラウンドが右下に見えるようになっています。そして、この申請地に接しております道路が、大柿町から深江に通じる元の県道でございます。この図面のように、周辺は住宅がほとんどで、右上のほうが農地でございますが、農地はもう荒れたような状態です。この申請地も、地図上では畑になっておりますけれども、現在は耕作もされておらず、短い草が生えたりと少し荒れたような状態になっている現状です。申請人の▲▲さんには電話で確認をしたわけでございますけれども、申請事由のとおり、家を建てる用地と、店舗用地、それに一部駐車場を隣接して、作る計画で間違いないと。まあこのようなことでございます。また、●●さんとは、すでに契約をしているということで、今回、この許可申請が出来次第、出来るだけ早く委託をしたいと話しておられました。以上のような状況でございますので、ちょっと難しいと思いますが、支障を生じるようなことはないと思いますので、よろしくご審議のほうをお願いいたします。

議長 はい。この 1 番の案件について、何かご意見とご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ありますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 はい。ないようでございますので、この 1 番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり

議長 全員許可するというに異議がないということでありますので、許可いたします。次、お願いします。

事務局長 はい。番号2。譲渡人持分3分の1、●●●●。住所、京都府宇治市\_\_\_\_\_。  
持分3分の1、■ ■ ■ ■。住所、能美町\_\_\_\_\_。持分3分の1、◆ ◆ ◆ ◆。  
住所、愛媛県松山市\_\_\_\_\_。譲受人▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。  
所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。  
面積、280 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「自己居住住宅用地として、譲り受ける」ということでした。2階建、延床面積125.86 m<sup>2</sup>の住宅を建設予定です。ご審議をお願いいたします。

議長 はい。この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思いますが。

前城委員 はい。能美町の前城です。この場所は、中町の××というところで、製菓店の前で、既に2件家が建っております。その真ん中の土地を購入するという  
ことで、申請どおり間違いないので、よろしくをお願いします。

下田委員 なお、▲▲さんは、10月に着工するそうです。以上です。

議長 はい。この件について、なにかご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この2番の案件につきまして許可することに意義ありませんか。

委員 異議なしの声あり

議長 全員異議がないということでございますので、許可といたします。次、お願いします。

事務局長 20ページをお開きください。

番号3。追認の案件です。貸人●●●●。住所、能美町\_\_\_\_\_。借人▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、124 m<sup>2</sup>。

申請理由は使用貸借で、借人は「平成6年に自宅を建築してから、駐車場及び庭園として利用していた。このたび、農地法の許可が必要であったことを知り、始末書を添付して申請する。」ということでした。

ご審議をお願いいたします。

議長 はい。この3番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思いますが。

為廣委員 中町の為廣です。▲▲さんの家は、私の家から割合近いところにあるんですけど、●●さんと▲▲さんは、親子関係にあたります。●●さんの家が、家の一部分を解体して更地にする計画をたてたんです。その関係で話し合うことがあって、当該地のことが話題に出たということでした。以前から▲▲さんが当該地に駐車場や庭を造りたいということをおっしゃってそのように利用をされていたんですが、家の一部を解体するに伴って手続きをしている際に、農地法の手続がされていなかったということに今に至って気づいたということで、申し訳ありませんということでありました。知らなかったということで、始末書をつけて申請するという事なので、追認するべきかと思っております。よろしくお願ひします。

議長 はい。この件について、なにかご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この3番の案件につきまして許可することに意義ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということでございますので、許可といたします。以上で、議案第19号の農地法第5条の規定による、審議は終了いたします。次をお願いいたします。

事務局長 はい。28ページをお開きください。番号1及び番号2を続けて説明させていただきます。

番号1。申請人住所、兵庫県西宮市\_\_\_\_\_。氏名●●●●。所在地、江田島町津久茂\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、201㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、1,127㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、138㎡。

申請理由は「相続により当該地を取得したが、市外に居住しており、耕作状況は不明である。親族への聞き取りで40年前には耕作を休止していたと思われる。現在は山林となっている。地目変更のための申請」ということでした。現地確認を、6月26日に、森本会長以下3人の委員と事務局で行いました。

続きまして、番号2。申請人住所、能美町\_\_\_\_\_。▲▲▲▲。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、325㎡。

申請理由は「以前は柑橘を栽培していたが、平成元年ころから休止しており、長年手入れをしていないので、現在は雑木林となっている。地目変更のため申請」ということでした。現地確認を、7月7日に、森本会長以下2人の委員と事務局で現地確認を行いました。

あわせてご審議をお願いします。

議長 はい。この2件提案しました件につきましては、先般6月26日の農業委員会終了後、1番案件の担当区域の農業委員ともども、当該地に行きまして、一応、申請どおり、非農地証明を受理すべきだということになりました。また、▲▲さんの案件につきましては、7月7日に能美町の地区の農業委員さんに、現地確認をしていただいて、申請どおりの非農地証明に妥当するものだという結論に達したわけでございます。今回、全員総会で提案するということになっておりますので、この2件はそれぞれの委員の方々からは申請どおり承認すべきだという結論に達しておりますので、全員でこの件について、申請どおり承認することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 はい。それでは、そのように、事務処理をさせていただきます。次をお願いします。

事務局長 はい。36ページをお開きください。  
利用権の設定する農用地、大字、江田島町切串\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積1,429㎡。利用権を設定する者の住所氏名、江田島町\_\_\_\_\_、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者。住所氏名、江田島町\_\_\_\_\_、▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成29年8月1日。終期、平成30年1月31日。更新の案件です。以上で説明を終わります。

なお、期間6ヶ月と短いのは、▲▲さんが新規就農者でありまして、自前で農業用のハウスを立てる計画をお持ちなんですが、予定よりちょっと時間がかかるということになりまして、その間のつなぎとして、現在借りておられた●●さんのハウスを6ヶ月間延長して借りられるため、6ヶ月ということになっております。

議長 市長からこういう案件が出て、集積計画がでておるんですが、この件で異議はございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 ちゃんと畑はできているんでしょうね。

中田委員 さきほど事務局から説明したように、当該地の上の土地にハウスがちゃんと建っています。

地権者は●●さんのお兄さんになられます。そのお兄さんのハウスに、▲▲さんが、現状では農地とハウスを借りて作っているということです。先ほど言われたように、半年先には自前でハウスを建てようということで、半年だけ当該地を借そう、ということでした。

議長 じゃあ、期日がきたら、●●さんに返すということですね。

中田委員 まあ、土地を返すか返さんかというのは別として、たぶん、現状では半年先を予定しておいて、契約をするという段階だと思います。よろしくお願いします。

議長 そういう状況報告でございますので、ご承認いただけますか。

委員 異議なしの声あり。

議長 それでは、そのようにこの計画につきまして、市長宛に回答をしたいと思いますので、以上で終わります。

## 5 協 議 事 項

議長 続きますのは、日程第5の協議事項でございますので、事務局から説明をお願いします。

事務局長 農用地利用状況調査及び農業委員、農地利用最適化推進委員について

議長 それでは、他にご質問がなければこれで終わります。どうも今日のご苦勞でございました。